

湖西市育英奨学資金貸付の手引き【令和4年度版】

◆ 奨学生の資格

湖西市内に居住する方の子弟であって、品行方正、学術優秀、身体強健で、経済的理由により学費の支弁が困難と認められる学生等です。原則として、一世帯で1人とします。

◆ 奨学金の額

(1) 学校教育法に規定する高等学校生	月額	15,000 円以内
(2) 学校教育法に規定する高等専門学校生	月額	15,000 円以内
(3) 学校教育法に規定する大学生（短期大学生を含む。）	月額	50,000 円以内
(4) 学校教育法に規定する専修学校生（高等課程）	月額	15,000 円以内
(5) 学校教育法に規定する専修学校生（専門課程）	月額	50,000 円以内
(6) 公立の職業訓練施設生	月額	15,000 円以内

◆ 奨学金の貸付期間

各学校の正規の最短修業年限

◆ 受付期間

令和3年12月1日(水)～令和4年2月25日(金)

※土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く

◆ 提出書類

- 1 奨学資金貸付申請書(様式第1号)
- 2 奨学生推薦書 (様式第2号)
- 3 合格通知書、入学許可証等 (すでに進学校等が決定されている方)
- 4 成績証明書
- 5 本人の健康診断書
(学校で実施した定期健康診断票の写しを原本証明したものでも可)
- 6 世帯全員の住民票 (マイナンバーの表示がないもの)
- 7 世帯全員の所得証明書(令和2年分)又は所得状況等関係書類の交付・請求に係る保護者の同意書
- 8 連帯保証人の住民票 (マイナンバーの表示がないもの)

◆ **連帯保証人の資格**

静岡県・愛知県に居住し、独立の生計を営み、保証能力を有すると認める方です。

***保護者は不可です。**

◆ **奨学生の決定**

奨学資金貸付選考委員会にはかり、3月中には申請者宛に通知する予定です。

申請者が多数の場合には、希望額どおりに貸付けできない場合があります。

奨学生の資格等に問題がある場合は、奨学生として選定されない場合があります。

◆ **奨学金の貸付け**

毎月10日（金融機関が休みの時は前営業日等）に奨学生本人の銀行口座（静岡銀行のみ）へ振り込みます。

◆ **奨学金の返還**

貸付けを受けた奨学金は、卒業又は奨学金を必要としなくなった時（退学等）から1年を経過した後、返還していただきます。

毎月25日（金融機関が休みの時は翌営業日等）に奨学生本人の銀行口座（静岡銀行のみ）から振り替えます。

月額30,000円以上の貸付けを受けた方・・・月額20,000円返還となります。

月額15,000円の貸付けを受けた方・・・・・・月額15,000円返還となります。

◆ **金融機関**

貸付け・返還ともに静岡銀行本支店に限ります。

◆ **他の奨学金との併用について**

給付型の奨学金との併用はできません。ただし、「豊田佐吉翁奨学金」と「村田光雄奨学金」との併用は可能です。

書類の提出先及び問い合わせ先
湖西市教育委員会 教育総務課
(湖西市役所 3階)

【TEL053-576-4792】